

## ふるさと納税「にいたやま教育応援分」をするとどうなりますか？

活用先に学校を選択して、30,000円を太田市へふるさと納税した場合を紹介します。

### ① 寄附したお金の流れ



### ② 寄附者の税金



寄附者は確定申告（もしくはワンストップ特例申請※）を行います。

寄附金 30,000円から 2,000円を除いた 28,000円が所得税の還付（返金）や住民税の税額控除（翌年の税金が減額）の対象となります。したがって、みなさまの 2,000円のご負担で、ご寄附をいただいた 30,000円がご自分のお子さんが通う学校や太田市の教育振興に活用できることとなります。

※ワンストップ特例申請とは

確定申告の必要がない給与所得者等は、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、この申請を行うことで確定申告不要で控除を受けられます。希望される方は申込時に選択していただくと、申請書を郵送しますので返信用封筒で太田市へ返送してください。

#### 【 注意 】

所得税の還付や住民税の税額控除ができる金額（控除上限額）は所得や家族構成、寄付以外の控除などにより一人ひとり異なります。各種ふるさと納税サイトで大まかな上限額が確認できますが、詳しくはお住いの市町村の税担当へお問い合わせください。

（太田市の場合は、市民税課 0276-47-1932）